

審查管理課化學物質安全對策室

1. 毒物劇物対策

(1) 統計資料

厚生労働省大臣官房統計情報部発行「衛生行政報告例」より

① 登録施設数推移

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
製造業(大臣登録)	584	575	569	566	552
製造業(知事登録)	1,753	1,809	1,767	1,791	1,826
輸入業(大臣登録)	967	955	954	973	944
輸入業(知事登録)	262	295	299	319	407
一般販売業	63,970	63,567	62,687	60,972	58,169
農業用品目販売業	20,199	19,795	18,703	17,784	16,469
特定品目販売業	4,084	4,142	3,944	3,725	3,489
電気メッキ事業	2,151	2,103	1,998	2,006	1,915
金属熱処理業	112	119	108	102	99
毒劇物運送事業	838	866	768	818	824
しろあり防除業	58	57	53	54	54
特定毒物研究者	1,247	1,323	1,342	1,523	1,418
研究者を除く施設の計	94,978	94,283	91,850	89,110	84,748

② 立入検査実施件数推移

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
製造業(大臣登録)	348	311	309	233	256
製造業(知事登録)	929	883	796	676	764
輸入業(大臣登録)	703	726	850	534	731
輸入業(知事登録)	153	170	142	176	228
一般販売業	23,484	23,121	24,183	25,159	23,325
農業用品目販売業	8,044	8,446	9,273	8,236	7,320
特定品目販売業	776	737	986	1,116	817
電気メッキ事業	1,953	1,585	1,592	1,299	1,410
金属熱処理業	74	57	64	54	59
毒劇物運送事業	222	304	249	187	225
しろあり防除業	27	4	8	8	4
法第22条第5項の者	5,884	5,104	5,489	4,846	4,474
特定毒物研究者	236	272	300	172	261
研究者を除く施設の計	42,597	41,448	43,941	42,524	39,613

毒物劇物営業取締状況（平成17年度）

(1)業 種 別

(平成18年3月末現在)

	登録・届出 許可施設数 (年度末 現在)	立入検査 施行 施設数 (年度中)	違反発見 施設数 (年度中)	毒物劇物又は 政令で定め る毒物劇 物含有物の 疑いのある ものの収去	試験の結果 毒物劇物又は 政令で定め る毒物劇 物含有物で あったもの	無登録・ 無届・無 許可施設 発見件数	処分件数（年度中）					告 発 件 数	年 度 中
							登録・許可 取消	業務停止	設備改善 命令	その他	計		
総 数 *	84,748	39,613	4,566	67	0	188	-	1	-	1,432	1,433	-	
製造業	大臣登録分	552	256	15	-	-	-	-	-	6	6	-	
	知事登録分	1,826	764	61	1	-	8	-	-	30	30	-	
輸入業	大臣登録分	944	731	34	-	-	6	-	-	33	33	-	
	知事登録分	407	228	10	-	-	2	-	-	9	9	-	
一般販売業	58,169	23,325	2,089	-	-	170	-	1	-	705	706	-	
農薬用品目販売業	16,469	7,320	1,308	-	-	-	-	-	-	362	362	-	
特定品目販売業	3,489	817	129	-	-	-	-	-	-	43	43	-	
電気めっき事業	1,915	1,410	127	60	-	1	-	-	-	48	48	-	
金属加熱処理事業	99	59	2	4	-	-	-	-	-	1	1	-	
毒物劇物運送業	824	225	15	-	-	1	-	-	-	9	9	-	
しろあり防除事業	54	4	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	
法第22条第5項の者	-	4,474	776	2	-	-	-	-	-	186	186	-	

* 特定毒物研究者を除く

特定毒物研究者	1,418	261	21	-	-	2	-	-	-	2	2	-
---------	-------	-----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

注) 平成17年度衛生行政報告例による

(2) 都道府県別

(平成18年3月末現在)

	登録・届出・許可施設数 (年度末現在)	立入検査施行施設数 (年度中)	違反発見施設数 (年度中)	毒物劇物又は政令で定める毒物劇物含有物の疑いのあるものの収去	試験の結果毒物劇物又は政令で定める毒物劇物含有物であったもの	無登録・無届・無許可施設発見件数	処分件数(年度中)					告発件数 (年度中)
							登録・許可取消	業務停止	設備改善命令	その他	計	
全国	84,748	39,613	4,566	67	0	188	0	1	0	1,432	1,433	0
北海道	3,393	1,263	247	-	-	-	-	-	-	-	0	-
青森	981	187	42	-	-	5	-	-	-	18	18	-
岩手	994	594	14	-	-	3	-	-	-	8	8	-
宮城	1,622	510	140	-	-	6	-	-	-	37	37	-
秋田	944	237	24	-	-	-	-	-	-	19	19	-
山形	993	260	89	-	-	2	-	-	-	10	10	-
福島	1,663	698	96	-	-	5	-	-	-	14	14	-
茨城	2,288	1,895	19	-	-	1	-	-	-	19	19	-
栃木	1,253	530	9	-	-	-	-	-	-	9	9	-
群馬	1,355	539	14	-	-	-	-	-	-	-	0	-
埼玉	3,130	1,234	133	-	-	3	-	-	-	2	2	-
千葉	2,659	806	136	-	-	6	-	-	-	6	6	-
東京	8,772	5,335	704	-	-	26	-	-	-	587	587	-
神奈川	3,572	1,165	20	1	-	6	-	-	-	21	21	-
新潟	2,034	495	58	-	-	21	-	-	-	77	77	-
富山	944	515	74	-	-	3	-	-	-	4	4	-
石川	995	491	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
福井	778	388	16	-	-	2	-	-	-	4	4	-
山梨	677	406	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
長野	1,863	1,087	163	-	-	-	-	-	-	-	0	-
岐阜	1,746	576	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
静岡	1,563	1,274	45	55	-	15	-	1	-	44	45	-
愛知	5,308	3,255	356	-	-	14	-	-	-	19	19	-
三重	1,353	458	50	-	-	-	-	-	-	1	1	-
滋賀	857	314	43	-	-	2	-	-	-	16	16	-
京都	1,420	511	93	2	-	-	-	-	-	46	46	-
大阪	6,982	2,181	156	-	-	26	-	-	-	30	30	-
兵庫	2,754	2,122	6	-	-	10	-	-	-	11	11	-
奈良	767	167	40	-	-	1	-	-	-	10	10	-
和歌山	1,068	345	6	-	-	2	-	-	-	-	0	-
鳥取	498	284	5	-	-	-	-	-	-	5	5	-
島根	658	314	59	-	-	-	-	-	-	22	22	-
岡山	1,698	812	8	-	-	3	-	-	-	11	11	-
広島	2,341	1,528	433	5	-	1	-	-	-	5	5	-
山口	1,299	403	94	-	-	-	-	-	-	94	94	-
徳島	707	258	114	-	-	-	-	-	-	3	3	-
香川	978	917	65	4	-	6	-	-	-	18	18	-
愛媛	1,131	444	136	-	-	4	-	-	-	87	87	-
高知	468	143	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-
福岡	3,294	1,260	422	-	-	2	-	-	-	2	2	-
佐賀	666	108	16	-	-	3	-	-	-	16	16	-
長崎	1,074	446	63	-	-	-	-	-	-	-	0	-
熊本	1,500	707	45	-	-	-	-	-	-	45	45	-
大分	963	416	98	-	-	5	-	-	-	5	5	-
宮崎	809	625	97	-	-	1	-	-	-	98	98	-
鹿児島	1,472	978	114	-	-	4	-	-	-	4	4	-
沖縄	464	132	4	-	-	-	-	-	-	3	3	-

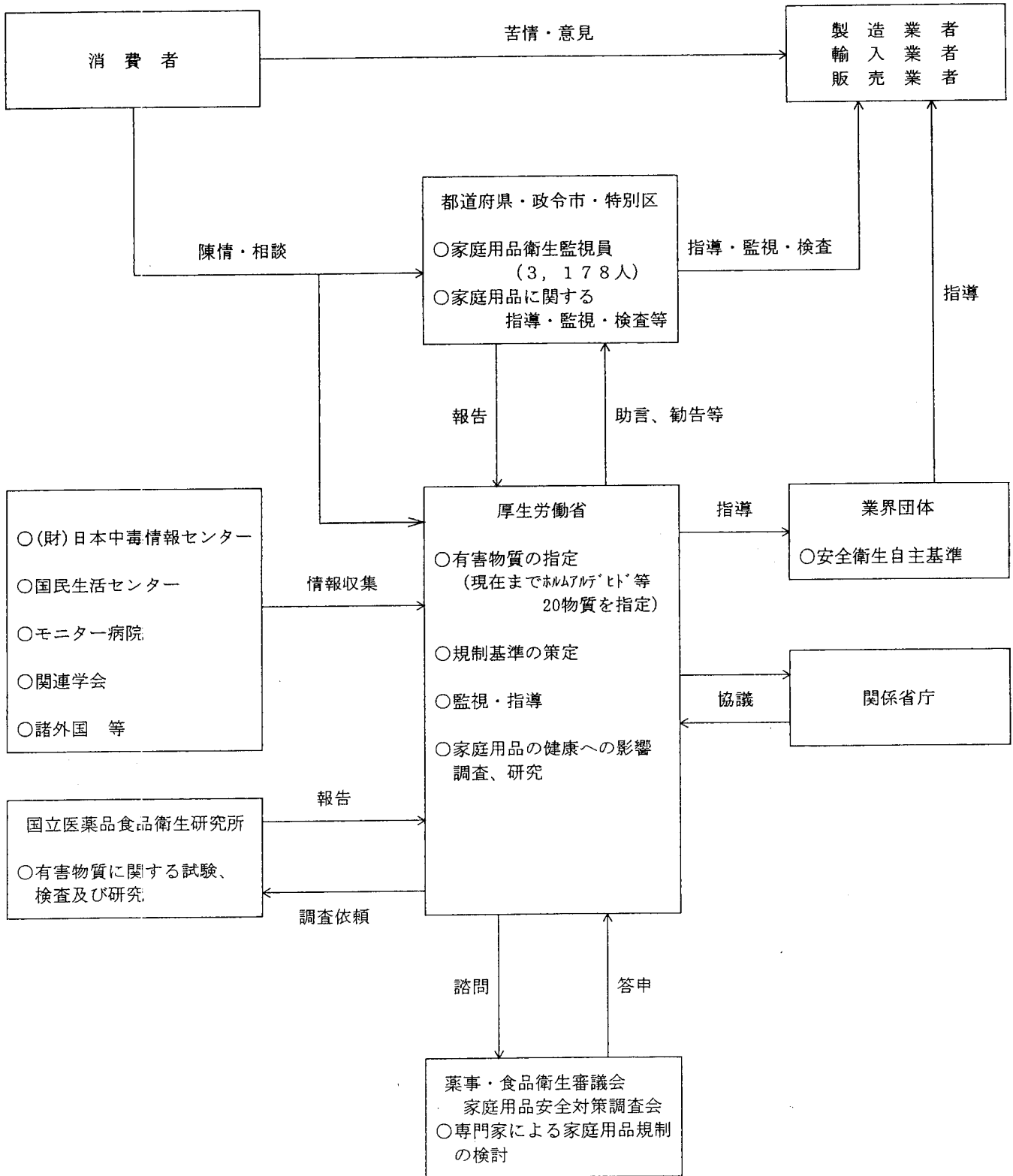
注) 特定毒物研究者を除く

注) 平成17年度衛生行政報告例による

2. 家庭用品中化学物質安全対策

(1) 家庭用品安全対策に係る行政の概要

上着、下着、くつ下等の繊維製品、洗浄剤、エアゾール製品などの家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、有害物質を指定し、さらに有害物質を含有する家庭用品についてその含有量等について規制基準を設定し、家庭用品の安全性確保を図っている。



(注) 家庭用品衛生監視員の数は平成18年4月1日現在

(2) 有害物質を含有する家庭用品の規制基準概要

有害物質	用途	対象家庭用品	基準	基準設定の考え方	毒性	備考
塩化水素 硫酸	洗浄剤	住宅用の洗浄剤で液体状のもの (塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物を除く)	酸の量として10%以下及び所定の容器強度を有すること	容器の破損等により内容物がこぼれ、人体に被害を及ぼさないようにするもの。	皮膚障害 粘膜の炎症 吸入によって肺障害	S49.10.1から施行 (55.4.1から一部改正)
塩化ビニル	噴射剤	家庭用エアゾル製品	所定の試験法で検出せず(赤外吸収スペクトル法)	塩化ビニル(モノマー)が発癌性を有することから、家庭用品への使用は認めないものとする。	発癌性	S49.10.1から施行
4,6-ジクロロ-7-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール (略称:DTTB)	防虫加工剤	繊維製品のうち おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物 家庭用毛糸	30ppm以下(試料1gあたり30 μ g以下) (電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ)	本品は、経皮・経口急性毒性が極めて強く、肝臓障害や生殖器障害等の毒性を有し、また抗原性も有していることから、家庭用品への使用を認めないものとする。	経皮・経口急性毒性 肝臓障害 生殖器障害	S57.4.1から施行
ジベンゾ[a, h]アントラセン	木材防腐剤 木材防虫剤	①クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤 ②クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材	①10ppm以下(試料1gあたり10 μ g以下)(ガスクロマトグラフ質量分析計) ②3ppm以下(試料1gあたり3 μ g以下)(ガスクロマトグラフ質量分析計)	ジベンゾ[a, h]アントラセンが発癌性を有することから、家庭用品への使用を規制するものである。	発癌性	H16.6.15から施行
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	洗浄剤	家庭用の洗浄剤で液体状のもの (水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムを含有する製剤たる劇物を除く)	アルカリの量として5%以下及び所定の容器強度を有すること	容器の破損等により内容物がこぼれ、人体に被害を及ぼさないようにするもの。	皮膚障害 粘膜の炎症	S55.4.1から施行
テトラクロロエチレン	溶剤	家庭用エアゾル製品 家庭用の洗浄剤	0.1%以下 (電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ)	本品は、継続的に人体に吸収された場合には体内蓄積し、肝障害、腎障害又は中枢神経障害を起こす恐れがあるので、家庭用品への使用を規制するものである。	肝障害 腎障害 中枢神経障害	S58.10.1から施行
トリクロロエチレン	溶剤	家庭用エアゾル製品 家庭用の洗浄剤	0.1%以下 (電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ)	本品は、継続的に人体に吸収された場合には、中枢神経障害、肝障害、腎障害又は皮膚障害を起こす恐れがあるので、家庭用品への使用を規制するものである。	肝障害 腎障害 中枢神経障害 皮膚障害	S58.10.1から施行
トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド (略称:APO)	防炎加工剤	繊維製品のうち 寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	所定の試験法で検出せず(炎光光度型検出器付きガスクロマトグラフ)	トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシドは、経皮・経口毒性が強く、また造血機能障害等の毒性もあることから、家庭用品への使用は認めないものとする。	経皮・経口急性毒性 造血機能障害 生殖機能障害	S53.1.1から施行 (S53.11.1から一部改正)
トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト (略称:TDBPP)	防炎加工剤	繊維製品のうち 寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	所定の試験法で検出せず(炎光光度型検出器付きガスクロマトグラフ)	トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイトは、発癌性を有し、また経皮的にも吸収されやすいことから、家庭用品への使用は認めないものとする。	発癌性	S53.11.1から施行
トリフェニル錫化合物	防菌・	繊維製品のうち	所定の試験法で検出	トリフェニル錫化合物は劇物であ	皮膚刺激性	S54.1.1から

	防かび剤	おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス くつ墨及びくつつクリーム	せず（フレイムレス原子吸光法及び薄層クロマトグラフ）	り、皮膚刺激性を有し、また経皮的にも吸収されやすいことから、家庭用品への使用は認めないものとする。	経皮・経口急性毒性	施行 (S55.4.1から一部改正)
トリブチル錫化合物	防菌・防かび剤	繊維製品のうち おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス くつ墨及びくつつクリーム	所定の試験法で検出せず（フレイムレス原子吸光法及び薄層クロマトグラフ）	トリブチル錫化合物は劇物であり、皮膚刺激性を有し、また経皮的にも吸収されやすいことから、家庭用品への使用は認めないものとする。	皮膚刺激性 経皮・経口急性毒性	S55.4.1から施行
ビス(2,3-ジプロンプロピル)ホスフェイト化合物	防炎加工剤	繊維製品のうち 寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	所定の試験法で検出せず（炎光光度型検出器付きガスクロマトグラフ）	本品は、発癌性を有し、経皮的にも吸収されることから、家庭用品への使用を認めないものとする。	発癌性	S56.9.1から施行
ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン (別名：デイルドリン)	防虫加工剤	繊維製品のうち おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物 家庭用毛糸	30ppm以下（試料1gあたり30μg以下） (電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ)	デイルドリンは経皮的にも吸収されて、体内蓄積する可能性があることから、家庭用品への使用は認めないものとする。	肝機能障害 中枢神経障害	S53.10.1から施行
ベンゾ[a]アントラセン	木材防腐剤 木材防虫剤	①クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤 ②クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材	①10ppm以下（試料1gあたり10μg以下） (ガスクロマトグラフ質量分析計) ②3ppm以下（試料1gあたり3μg以下） (ガスクロマトグラフ質量分析計)	ベンゾ[a]アントラセンが発癌性を有することから、家庭用品への使用を規制するものである。	発癌性	H16.6.15から施行
ベンゾ[a]ピレン	木材防腐剤 木材防虫剤	①クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤 ②クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材	①10ppm以下（試料1gあたり10μg以下） (ガスクロマトグラフ質量分析計) ②3ppm以下（試料1gあたり3μg以下） (ガスクロマトグラフ質量分析計)	ベンゾ[a]ピレンが発癌性を有することから、家庭用品への使用を規制するものである。	発癌性	H16.6.15から施行
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	①繊維製品のうち おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具であって生後24ヶ月以下の乳幼児用のもの ②繊維製品のうち 下着、寝衣、手袋、くつした及びたび ③かつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめ	①所定の試験法で吸光度差が0.05以下、又は16ppm以下（試料1gあたり16μg以下） ②③75ppm以下（試料1gあたり75μg） (アセチルアセトン法)	ホルムアルデヒドは抗原性が強くアレルギー感作を起こしやすい。特に乳幼児は皮膚が敏感であることなどその特殊性を考慮して、 ①について、ppm表示での基準を追加したが実質的な基準値の変更ではない。 ②③については、各種毒性試験結果より最大無作用量を算定し、家庭用品の使用態様に応じ基準値を設定した。	粘膜刺激 皮膚アレルギー	S50.10.1から施行 (H16.6.15から一部改正)

		に使用される接着剤				
メタノール (別名：メチルアルコール)	溶剤	家庭用エアゾル製品	5w/w%以下 (水素炎型検出器付きガスクロマトグラフ)	本品は、劇物であり、視神経障害等の毒性を有し、特にエアゾル製品として使用されるとき経気道吸収されやすいことから、家庭用品への使用を制限するものとする。	視神経障害	S57.4.1から施行
有機水銀化合物	防菌・防かび剤	繊維製品のうち おしめ、おしめカバー、 よだれ掛け、下着、衛生 バンド、衛生パンツ、手 袋及びびくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス くつ墨及びびくつクリーム	検出せず(バックグラウンド値としての1ppmを超えていけない) (原子吸光法)	有機水銀化合物は経皮的にも吸収されて、体内蓄積する可能性があることから、家庭用品への使用は認めないものとする。	中枢神経障害 皮膚障害	S50.1.1から施行

(3) 家庭用品に係る健康被害病院モニター報告

平成18年12月26日
厚生労働省医薬食品局
審査管理課化学物質安全対策室
室長 佐々木 弥生 (2421)
室長補佐 野村 由美子 (2910)
担当 田中、後藤 (2424)
電話代表 03-5253-1111

平成17年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告について

厚生労働省は、家庭用品等に係る健康被害の実態を把握し公表することにより、家庭用品の安全対策を一層推進することを目的として、家庭用品に係る健康被害病院モニター報告制度を実施しており、皮膚科領域8病院、小児科領域8病院、(財)日本中毒情報センターの協力を得て健康被害情報を収集している。今般、平成17年度におけるこれらの病院等からの健康被害情報について家庭用品専門家会議(危害情報部門)(座長:新村真人 東京慈恵会医科大学皮膚科名誉教授)において検討し、その結果がとりまとめられた。概要は別添のとおりである。

厚生労働省としては、地方公共団体、関係業界団体等に対し本報告を周知するとともに、引き続き本制度を通じ、家庭用品に含有される化学物質による健康被害の実態の把握と情報提供等を図ることとする。

(別添)

平成17年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告 (概要)

本制度は、モニター病院（皮膚科8施設、小児科8施設）の医師が家庭用品等による健康被害と考えられる事例（皮膚障害、小児の誤飲事故）について、また、(財)日本中毒情報センターが収集した家庭用品等による吸入事故等と考えられる事例について、それぞれ厚生労働省に報告する方法により行っているものである。

平成17年度に報告された事例の件数は、合計1,693件（前年度1,501件）であった。

1. 家庭用品等に係る皮膚障害に関する報告

(1) 調査結果の概要と考察

- ・報告された事例の件数は、133件（前年度151件）であった。
- ・皮膚障害の原因となった家庭用品等の種類は、洗剤が52件（32.9%）、装飾品が18件（11.4%）、ゴム・ビニール手袋が17件（10.8%）等であった（参考参照）。
- ・性別では、女性が96件（72.2%）と大半を占めた。そのうち20代、30代及び50代の女性がほぼ同数（それぞれ20件、21件、20件）であった。
- ・皮膚障害の種類は、手の湿疹（刺激性皮膚炎）が59件（37.3%）、手の湿疹（アレルギー性接触皮膚炎）が54件（34.2%）、アレルギー性接触皮膚炎（手以外を含むもの）が50件（31.6%）等であった。
- ・報告件数の多い製品の種類、性別・年齢別、障害の種類の内訳等は例年と同様の傾向であった。

家庭用品との接触部位に痒み、湿疹等の症状が発現した場合には、原因と考えられる家庭用品の使用を極力避けることが望ましい。再度使用して同様の症状が発現する場合には、同一の素材のものを使用は避けることが賢明であり、症状が改善しない場合には、早急に専門医の診療を受けることを推奨する。

また、日頃から使用前には必ず注意書をよく読み、正しい使用方法を守ること、自己の体質について認識し、製品の素材について注意を払うことが重要である。

(2) 製品別の結果と考察

(洗剤)

- ・洗剤に関する報告件数は52件（32.9%）であり、そのうち台所用洗剤が30件を占めた。

- ・障害の種類は、手の湿疹（刺激性皮膚炎）が49件と最も多かった。

洗剤を使用する際には希釈倍率に注意する等、使用上の注意・表示をよく読んで正しい使用方法を守ることが第一である。また、必要に応じて、保護手袋を着用することや、使用後にクリームを塗ることなどの工夫も有効と思われる。それでもなお、症状が発現した場合は、原因と考えられる製品の使用を中止し、早急に専門医の診療を受けることを推奨する。

（装飾品）

- ・装飾品に関する報告件数は18件（11.4%）であり、製品別の内訳は、ネックレスが11件、指輪が3件、ピアスが2件等であった。
- ・障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎が16件と最も多かった。
- ・金属の装飾品について、8件のパッチテスト施行例が報告され、ニッケル又はクロムにアレルギー反応を示した例が多かった。

汗を大量にかく可能性のある時には装飾品類をはずすことが望ましい。また、ピアスは表皮より深部に接触する可能性が高いため、初めて装着したり、種類を変更したりした後は、症状の発現に特に注意して使用する必要がある。

症状が発現した場合には、原因製品の装着を避け、装飾品を使用する場合には別の素材のものに変更することが症状の悪化を防ぐ上で望ましい。また、早急に専門医の診療を受けることを推奨する。

2. 家庭用品等に係る小児の誤飲事故に関する報告

（1）調査結果の概要と考察

- ・報告された事例の件数は、725件（前年度626件）であった。
- ・誤飲事故の原因となった家庭用品等の種類は、タバコが224件（30.9%）、医薬品・医薬部外品が100件（13.8%）等であった（参考参照）。
- ・年齢別では、6～11か月が最も多く255件（35.2%）、次いで12～17か月が161件（22.2%）であった。
- ・誤飲事故の発生は、夕刻以降に増加する傾向が見られ、全体の約56.8%が午後4時から午後10時の間に発生していた。
- ・報告件数の多い製品の種類、性別・年齢別、発生時刻の内訳等は例年と同様の傾向であった。

乳幼児は、身の回りのあらゆるものを分別なく口に入れてしまうことから、保護者は誤飲する可能性のあるものを極力子供が手にする可能性のある場所に置かないことが最も有効な対策である。乳幼児の口に入るサイズはお

よそ直径3cmといわれており、このサイズ以下のものには注意が必要である。特に報告事例も多く、重篤な事例に陥る可能性のあるタバコや医薬品・医薬部外品等の管理には注意を怠らないよう努める必要がある。

(2) 製品別の結果と考察

(タバコ)

・タバコに関する報告件数は224件(30.9%)であり、そのうち生後6～11か月の乳児の事故が126件と、発生が特定の時期に集中しており、さらに12～17か月の幼児の事故とあわせると報告例の大半を占めた(199件)。

タバコや灰皿は乳幼児の手の届かないところに保管すること、飲料の空き缶等を灰皿代わりに使用しないことなど、それらの取扱いや置き場所に配慮が必要である。特に子供が生後6～17か月の場合には細心の注意を払う必要がある。

(医薬品・医薬部外品)

・医薬品・医薬部外品に関する報告件数は100件(13.8%)であり、入院事例も報告された。

・タバコに比べ事故が発生する年齢層が広いが、特に1～2歳児に多く、報告件数は61件であった。

医薬品等の誤飲事故の大半は、保管を適切に行っていなかった場合や、保護者が目を離したすきに発生していた。特に医薬品の誤飲では健康被害が発現する可能性が高く、時に重篤な障害をもたらすおそれがあるので、保管・管理に十分注意する必要がある。

(その他)

・誤飲した場合に消化管せん孔を起こす可能性のある電池の誤飲が、未だに多数報告されている(23件)。

3. 家庭用品等に係る吸入事故等に関する報告

(1) 調査結果の概要と考察

・報告された事例の件数は、835件(前年度724件)であった。

・吸入事故等の原因となった家庭用品等の種類は、殺虫剤(医薬品等を含む)が202件(24.2%)、洗浄剤が131件(15.7%)、芳香・消臭・脱臭剤が82件(9.8%)等であった(参考参照)。

・性別では女性が425件と全体の50.9%を占め、男女の差はほとんどない。

年齢別では、9歳以下の子供が337件（40.4%）と大半を占めた。

・製品の形態の内訳では、スプレー式の製品が342件（41.0%）（うち、エアゾールが187件）、次いで液体の製品が234件（28.0%）と件数が多かった。

・報告件数の多い製品の種類、性別・年齢別、形態の内訳等は例年と同様の傾向であった。

今年度も、子供の健康被害に関する問い合わせが多く寄せられた。保護者は家庭用品等の使用や保管には十分注意するとともに、製造事業者も子供のいたずらや誤使用等により吸入事故が生じないような対策を施した製品開発に努めることが重要である。

使用方法や製品の特性について正確に把握していれば事故の発生を防ぐことができた事例やわずかな注意で防ぐことができた事例も多数あったことから、消費者も日頃から使用前には必ず注意書をよく読み、正しい使用方法を守ることが重要である。製造事業者は、より安全性の高い製品開発に努めるとともに、消費者に製品の特性等について表示等により継続的な注意喚起をし、適正使用方法の推進を図る必要がある。

（2）製品別の結果と考察

（殺虫剤）

・殺虫剤（医薬品等を含む）に関する事例は202件（24.2%）であった。

特に近年はハチ・アブ等の駆除を目的とした強力噴射タイプのエアゾール等、新たな商品も販売されている。使用前に製品表示を熟読し、よく理解した上で正しく使用するべきであり、保管、廃棄の際にも注意が必要である。

（洗剤・洗剤、漂白剤）

・洗剤・洗剤に関する事例は164件（19.6%）であり、そのうち塩素系の製品（69件）が最も多かった。

・洗剤・洗剤の製品の形態の内訳は、ポンプ式スプレー（87件）が最も多かった。

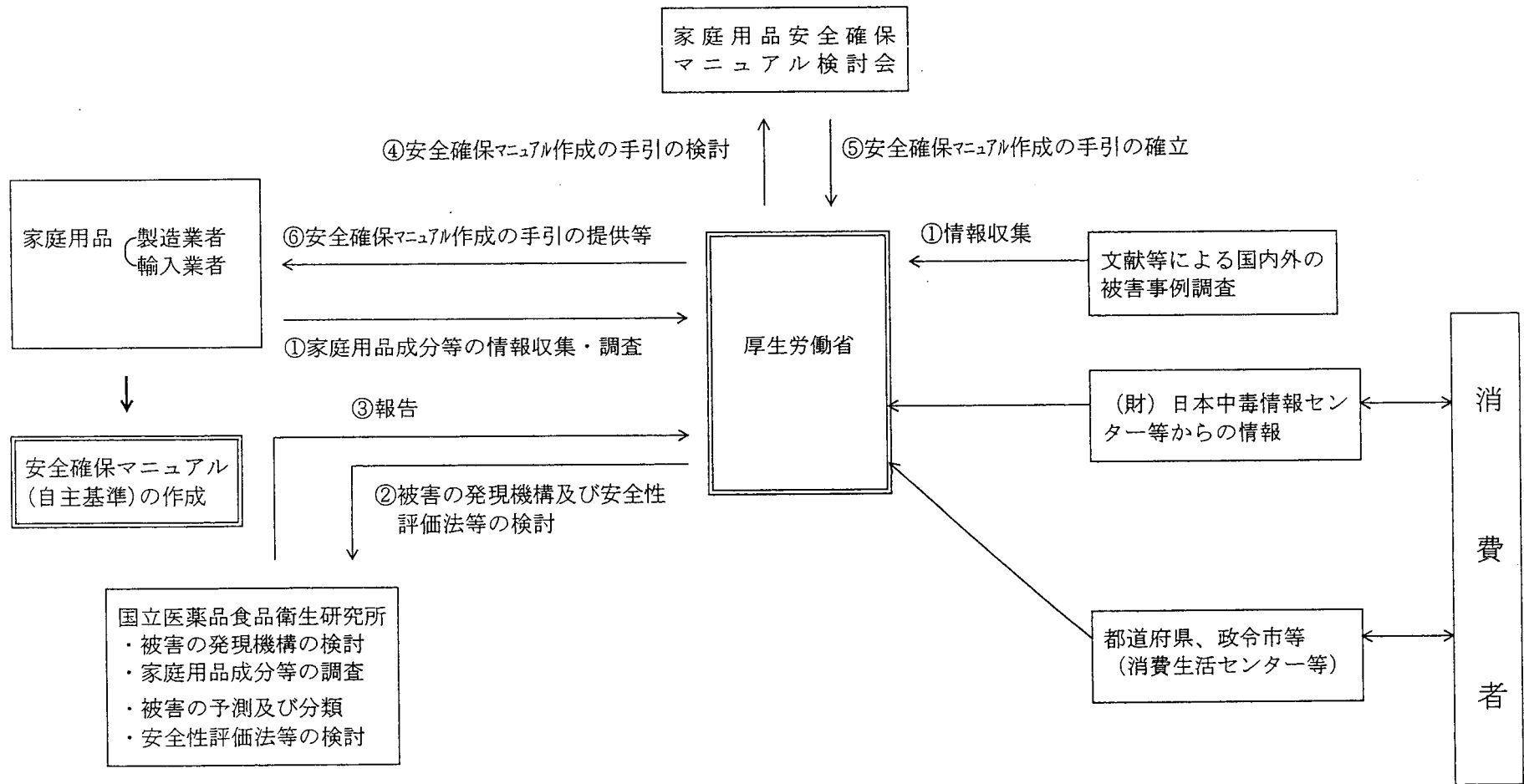
・漂白剤に関する事例は51件であり、そのうち塩素系が40件と大半を占めた。

被害を防ぐには、換気を十分に行う、適正量を使用する、マスク等の保護具を使用することが重要である。また、塩素系の洗剤・漂白剤と酸性洗剤の混合使用など複数の洗剤の使用による塩素ガスの発生にも注意が必要である。

[参考] 平成17年度 家庭用品等による健康被害のべ報告件数
(上位10品目及び総計)

皮膚障害		小児の誤飲事故		吸入事故	
洗剤	52 (32.9%)	タバコ	224 (30.9%)	殺虫剤	202 (24.2%)
装飾品	18 (11.4%)	医薬品・医薬部外品	100 (13.8%)	洗浄剤	131 (15.7%)
ゴム・ビニール手袋	17 (10.8%)	玩具	69 (9.5%)	芳香・消臭・脱臭剤	82 (9.8%)
下着	6 (3.8%)	金属製品	54 (7.4%)	園芸用殺虫・殺菌剤	53 (6.3%)
眼鏡	6 (3.8%)	プラスチック製品	43 (5.9%)	漂白剤	51 (6.1%)
ベルト	6 (3.8%)	硬貨	27 (3.7%)	消火剤	43 (5.1%)
時計バンド	5 (3.2%)	洗剤・洗浄剤	26 (3.6%)	洗剤	33 (4.0%)
時計	5 (3.2%)	電池	23 (3.2%)	除草剤	20 (2.4%)
スポーツ用品	5 (3.2%)	食品類	23 (3.2%)	灯油	20 (2.4%)
靴下／接着剤／文房具／ナイロンタオル	各 3 (1.9%)	化粧品	19 (2.6%)	防虫剤	17 (2.0%)
総計	158 (100.0%)	総計	725 (100.0%)	総計	835 (100.0%)

(4) 家庭用品安全確保マニュアル作成の手引き策定事業



平成 9 年 1 月に「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」
 平成 10 年 3 月に「防水スプレー安全確保マニュアル作成の手引き」
 平成 12 年 3 月に「芳香・消臭・脱臭・防臭剤安全確保マニュアル作成の手引き」
 平成 14 年 1 月に「家庭用カビ取り・防カビ剤安全確保マニュアル作成の手引き」
 平成 17 年 7 月に「家庭用不快害虫用殺虫剤安全確保マニュアル作成の手引き」を策定した。